

令和2年3月30日

厚生労働省

医政局長 吉田 学 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国により新型コロナウイルス感染症対策が進められており、医療機関・介護施設・介護サービス事業等における基準緩和等の柔軟な対応について示されているところであるが、重症化リスクの高い国民の命を守り、感染拡大を防止するために、地域医療介護提供体制を強化する観点から、以下のとおり要望する。

記

1. 医療機関・介護施設・訪問看護事業所等に対する衛生材料の確実な供給

医療機関はもとより、介護施設・訪問看護事業所等においても、慢性疾患有する高齢者や医療的ケア児等、感染リスクの高い利用者にケアを提供している。しかし、マスクやアルコール等消毒薬をはじめとする衛生材料の十分な確保ができないことから、通常の感染防止手順を順守した適切な感染予防、感染拡大防止に取り組むことができず、利用者の安全確保が困難な状況が発生している。

国において、マスク、アルコール等消毒薬等の衛生材料を確保し、医療機関のみならず介護施設・訪問看護事業所等が必要とする数を確実かつ安定的に供給されたい。

2. 医療的ケア児を養育する家庭等に対する衛生材料等の確実な供給

医療的ケア児は、重症度や疾病特性に応じて利用する制度が医療、福祉、難病等の複数にまたがり、また、年齢に応じて生活の場が家庭から学校へと拡大することから、対象児が網羅的・一元的に把握されていない現状にある。アルコール等消毒薬などのニーズ把握においては、家庭等の必要数が見落とされることのないよう、都道府県及び市町村等と連携するなどして、確実に物資が届くよう体制を構築されたい。

3. 地域における感染管理に関する専門性の高い看護師の活用による体制整備の強化

介護施設等においては、感染した際に重症化するリスクが高い高齢者等が多く、また、多数の入所者に同一の職員がケア提供を行うことから、施設内での確実な感染予防・感染

拡大防止のための対策が不可欠となる。

そのため、都道府県が介護施設等の感染対策が適切に行われているか把握し、地域内の感染管理に関する専門性の高い看護師等と連携した助言・支援を実施するための体制整備を進められるよう国から働きかけるとともに、これにかかる財政支援を実施されたい。

4. 介護施設・訪問看護事業所等における看護職員の確保および連携体制の推進

学校等の臨時休業および集団活動自粛の長期化に伴い、子どもの預け先が確保できず出勤できない看護職員が存在している。特に在宅医療・介護分野においては小規模事業所が多く職員の確保が困難となっている。

さらに、通所系サービスの休止等により訪問看護師の需要が高まっている地域もあり、在宅・介護分野の看護職員確保は喫緊の課題である。

都道府県が医療機関および介護施設・訪問看護事業所等の看護職員確保状況に関するニーズ把握を引き続き行い、ニーズの対応として、ナースセンターを活用した看護職員の確保や調整を図る仕組みを4月以降も継続されたい。

また、医療機関等と訪問看護事業所等の連携による24時間サービス提供体制の拡充を図るなど、在宅・介護分野における看護職確保の推進策等を早急に講じられたい。

5. 訪問看護事業所の事業存続のための財政的支援とICT導入推進

訪問看護事業所においては、今後、濃厚接触による自宅待機者や感染者が1人でも発生した場合は、通常のサービス提供が困難となり、事業所の休止も想定され、小規模な事業所においては事業存続が危ぶまれる状況となる。そのため、自宅待機等となった看護職に対する休業補償や、事業所への融資にかかる最低基準の緩和など、訪問看護事業の維持・存続のための財政的支援を実施されたい。

また、現在、一部の地域において通所系サービスの休止等により一時的に訪問看護の利用が増加しているが、急なサービス変更する場合の主治医や介護支援専門員、事業所間の連絡調整及びこれに伴う事務処理など、業務量が短期間に集中して増大している。ICT活用による医師の指示書交付や事業所連携が可能であるが、訪問看護事業所ではICT導入が進んでおらず、諸用の手続きを簡略化できないでいる。このため、感染対策及び業務効率化の観点から、訪問看護事業所に早急にICT導入を推進する財政支援を講じられたい。

以上